

岡山県高度情報化推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、岡山県高度情報化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、岡山情報ハイウェイを最大限に活用し、産・学・官一体となって本県の情報化を総合的に推進するとともに、生活・産業・行政等各分野にわたり、先進的なアプリケーションの地域への積極的な導入を促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岡山情報ハイウェイ利活用のPR・普及
- (2) 岡山情報ハイウェイの活用技術の普及促進
- (3) 先進的なアプリケーションの導入研究
- (4) 最新のネットワーク技術等への対応
- (5) 岡山情報ハイウェイと外部ネットワークとの相互接続・利活用の推進
- (6) 会員相互の情報提供・情報交流
- (7) 講演会・研修会によるIT人材の育成
- (8) その他岡山情報ハイウェイの利活用を促進するための事業

(組 織)

第4条 協議会に、議決機関として総会を置く。

2 協議会は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に幹事会を置く。

(会 員)

第5条 会員は、協議会の目的に賛同する個人、法人、団体及び地方公共団体とする。

(役 員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 20名以内

(4) 監 事 2名

- 2 会長及び副会長は、幹事の互選によって定める。
- 3 幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- 4 協議会には顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- 3 幹事は、会長、副会長とともに幹事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(総 会)

第9条 総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が召集し、会長が議長を務める。
- 3 総会は、会長が適当と認める場合には、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 4 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、協議会の運営にかかる重要事項

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 幹事会は、会長が適当と認める場合には、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関すること。
 - (2) 総会において議決した事項の運営に関すること。

(3) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(部 会)

第11条 会長は、協議会の目的を達成するため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営方法等については、会長が別に定める。

(会 計)

第12条 協議会に要する経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、(株)オービス内に置く。

3 事務局長は、(株)オービスの代表取締役の職にある者をもって充てる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成11年7月29日から施行する。

2 設立当初の役員については、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、発起人会において指名し、総会の承認を得るものとする。

3 設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。